

南大東村さとうきびスマート農業基本計画策定委託業務
仕様書

令和7年7月

南大東村 産業課

1 業務の概要

(1) 業務名

南大東村さとうきびスマート農業基本計画策定委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 公開日

令和7年7月11日（金）

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月2日まで

(4) 目的

南大東村（以下「本村」という）の基幹作物であるさとうきびは、村の農業・経済を支える重要な産業である一方、農業従事者の高齢化や後継者不足、農繁期の労働力確保の困難さ、作業の重労働化などの課題を抱えている。こうした課題に対応するためには、スマート農業技術の導入による省力化・効率化が不可欠であり、実態に即した導入計画の策定が急務である。本業務は、本村における基幹作物であるさとうきびの生産現場において、スマート農業技術の導入を通じた生産性の向上、労働負担の軽減及び経営の安定化を図り、地域農業の持続的な発展を支えることを目的とするものである。その実現に向け、現地実態や農家意向を踏まえつつ、導入可能な技術の選定や工程体系の整理、課題の抽出等を行い、今後の取り組みの指針となる「さとうきびスマート農業基本計画」を策定する。

(5) 業務概要

基本計画を策定するために、以下の調査や活動等を実施すること。

- ① 実装するスマート農業技術の選定と可能性検証に関する実地調査（基本計画の策定及び技術の実装において必要な事項について、農家や関係者からの対面聞き取りやデータ収集を含む）
- ② 農家意向に関する実地調査（アンケート及び対面聞き取り）
- ③ 国内外のスマート農業技術動向調査
- ④ 先進地調査
- ⑤ ワーキンググループ検討会の開催（実地開催：2回、オンライン開催：4回）
- ⑥ 基本計画検討委員会の開催（実地開催：2回）
- ⑦ 普及・合意形成活動として実演会及びシンポジウムの開催（実地開催：各1回）
- ⑧ その他、有益な独自提案

2 基本計画の策定

(1) 全体計画の策定

- ① 本村のスマート農業に関する現状及び課題とその対応
- ② 成果目標（KPI）の設定

- ③ スマートの農業技術実装計画と手順（短期・中期・長期）
- ④ 推進組織体制及び成果目標（KPI）の検証体制の確立
- ⑤ 人材育成とさとうきび農業技術の伝承など

（２）計画書の作成・製本

- ① 計画書を A4 サイズで 10 部製本し、関係者へ配布できる形で納品
- ② デジタル版（PDF）も同時に作成
- ③ 説明会用のプレゼンテーション資料を準備

3 成果物

- （１）基本計画書（製本版 10 部・デジタル版）
- （２）各種調査報告書
- （３）ワーキンググループ検討会及び検討委員会 8 回分の議事録
- （４）実演会に関する普及啓発資料及びシンポジウムの議事録
- （５）その他本村が必要とした書類

4 検収

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。

本村は納入日から 10 営業日以内に納品物の検査を行う。その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。また、本村は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

5 業務遂行の留意点

（１）再委託

受託者は、各工程を一括して受託者内で完結できること。基本的には第三者委託を禁止とする。ただし、作業工程の一部を委託する場合には、あらかじめ本村の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

（２）守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

（３）その他

- ① 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議により定める。
- ② 受託者は、業務遂行にあたり委託者の指示・確認を受けながら、柔軟かつ責任ある対応を行うものとする。

以上